

# 信頼性・安全性確保のためのユーザーと 企業の情報共有と活用<sup>†</sup>

田中健次\*/伊藤 誠\*\*

Product safety attracts attention in Japan. As for the product safety, only production companies do not take responsibility. It is necessary for the consumer to cooperate with safe security, and information sharing about the product safety is indispensable for companies and consumer in both sides. In 2007, Consumer Product Safety Law was revised, and a reporting the serious accident information was obliged to all companies. The law also prescribes that the reported accident must be announced to publicity. It is the first step for manufacturers, users, and administration to secure product safety all in one body. This article discusses the ideal method of the safe information sharing and practical use : what kind of product safety information by the company is expected to demand, or how the consumer should utilize the information.

# 1. はじめに

製品安全の獲得のためには、ユーザーと企業、行政 が三位一体となり、協力し合うことが必要である。平 成19年5月に実施された消費生活用製品安全法の改 正は、そのための大きな一歩であり、三者間での情報 共有の仕組みの整備が今、始まったところである。こ の改正を契機にどのような情報共有の体制を構築する ことが望ましいのか、問題点と課題を考えてみたい。

著者らは、平成11年に起きた玄倉川遭難事故にお いて、多くのマスコミや世論がキャンパーの無謀な行 動を問題視し、警告無視に対する自己責任を問うてい た中、警告の出し方に注目し、避難警告の情報発信側 にも、状況判断のための情報提供や避難を促す表現方 法に問題があったことを指摘した<sup>[1]</sup>.

製品安全においても,ユーザーの自己責任をどのように位置づけるかは大きな課題といえよう.フールプルーフ構造やフェイルセーフ構造など安全のための工 夫が普及し,安全はメーカー企業が守るものとの風潮 が大きくなっている中,ユーザーに期待することは何

\*平成20年8月1日 受付

- \*電気通信大学 大学院情報システム学研究科
- \*\*筑波大学 大学院システム情報工学研究科
- 連絡先:〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1(勤務

先)

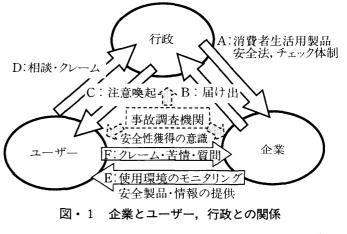
なのか, さらにそのために必要な情報が手に入る仕組 みは出来上がっているのだろうか.

製品安全だけでなく,原子力安全,医療安全の分野 でも,各自の判断で状況を把握し安全に行動すること の必要性が高まっているが,本論では製品安全に対象 を絞り,ユーザーと企業間,さらに行政も加え,それ らの間での情報共有とその活用について検討する.

図・1における三者間での6つの情報の流れ(A ~ F)に着目し、それぞれの情報提供や情報獲得のあるべき姿を考えることにする.

# 2. 消費生活用製品安全法改正の狙い

前述のとおり平成19年5月消費生活用製品安全法 (消安法)が改正され,重大事故の報告が義務づけられた.これは行政が企業に対して製品安全獲得のための



437/41

情報提供を求めたもの(図・1のAに相当)である.

### 2.1 法改正の背景

法改正が必要となった背景には下記の3つの「遅れ」 が存在していた.

(1) 製品回収の遅れ

平成17年4月,不完全燃焼による事故を起こした FF式石油温風器の自主回収が始められたが,約15 万台の販売総数に対して36.5%の回収率に留まり, 11月には新たな死亡事故が発生してしまった.この ため経済産業省は,昭和48年にスタートした消費生 活用製品安全法に基づく初の緊急命令を発令し,この 製品回収と危険性の周知徹底を求めた.これまでも製 品の自主回収はあったが,法律に基づく初のリコール 回収であった.平成18年には瞬間湯沸かし器が2件 目の緊急命令の対象となった.製造された26万台中, 3万台の使用が確認されていたが,自主回収されたの は8,000台弱に留まっていたためである.

各社とも新聞, Web, 郵便, チラシ配布など多く の手段を使って回収を告知しているが, 平成20年7 月現在でも回収率は思うように上がっていない.

(2) 事故情報の分散による重大性の認識遅れ

製品事故情報は,消費者センターや製造企業などに 分散され,どこも全体像を把握していなかった.その 結果,多くの重大事故が見逃され,公表遅れとなった.

(3) 公表の遅れ

さらに事故情報の公表基準が明確に設定されていな かったため、同業社間でも基準が異なっていたり、経 産省の担当者が過去の記録を基に判断するなどのあい まいさがあり、未公表あるいは公表遅れが少なくなか った.しかも製品欠陥による事故が中心で、誤使用に よる事故は重視されなかった.

詳細な事故分析は、独立行政法人の製品評価技術基 盤機構(NITE)に依頼されるが、調査結果を待っての 公表では再発防止が手遅れになることがある。子供が シュレッダーに指を挟まれた事故では、消費者センタ ーから NITE 経由で短期間に経済産業省へ報告され たものの、状況把握に手間取り、公表するまでに2カ 月を要した。このため、その間に新たな犠牲者が出て しまった。

このような状況の中,事故情報の一元管理を進める と共に,危険度の高い製品に関しては,迅速な公表と 回収が必要との認識が高まり,法改正に至ったもので ある.

### 2.2 法改正のポイント

平成19年の改正で新たに加わった主な点は,事故 情報の報告の義務化と公表の2点である(図・2参 照).製造事業者や輸入事業者は,重大製品事故の発 生を知った日から10日以内に,その内容を主務大臣 (経済産業大臣)に報告しなければならない(第35条第 1項).そして,報告を受けた大臣は,その製品や事 故内容など危険の回避に資する事項を公表する(第36 条第1項).

必要な場合にはその製品の回収などの措置が要求されるが、それは従来と変わらない.製造事業者だけでなく、小売販売業者や修理業者、設置工事事業者にも 重大事故に関する製造事業者への通知と回収他の措置 への協力が新しく求められた.

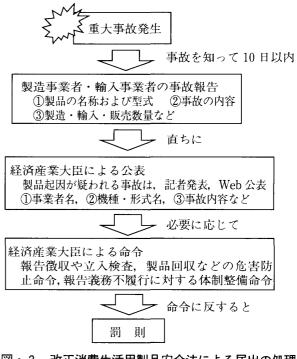
届出が必要となる重大製品事故とは,

① 死亡事故

- ・重傷病事故(治療 30 日以上の負傷・疾病)または
   後遺障害事故
- ③ 一酸化炭素による中毒事故火災
- ④ 製品欠陥による事故および原因を特定できない
   製品事故

が対象である. 誤使用との線引きは難しいが,判断に 迷う場合は製品事故の範疇と考えることになってい る.

企業からは,重大事故後の届け出だけでなく自主回 収を含めたリコールの基準,あるいはガイドラインを 示してほしいとの声もある.



図・2 改正消費生活用製品安全法による届出の処理

品 質 VoL. 38, No. 4

	死亡	重傷	火災	CO 中毒	後遺障害	計
ガス機器	16	13	175	13	0	217
石油機器	11	5	159	5	0	180
電気製品	21	31	618	4	1	675
その他	30	208	34	0	2	274
合 計	78	257	986	22	3	1,346

表・1 重大事故の受付状況

(経済産業省製品事故判定第三者委員会資料より)

# 3. 行政を通した情報共有の現状と課題

# 3.1 経産省に集まった情報

# 3.1.1 届出の現状と課題

法改正に基づき届けられた重大事故(図・1のB参 照)は,法改正後の1年間で1,346件あり,およそ月 100件と経産省の予想を上回るペースとなった(表・1 参照).そのうち,事業者名が公表されたものは721 件,製品名のみ(調査中)が347件,非該当が278件で あった.

# 3.1.2 ユーザーへのフィードバックは十分か?

届出られた内容は経産省のWebで公表されている (図・1のC参照)が、それを見ているユーザーはお そらくほとんどいないだろう、メーカー企業による自 主リコールの社告や、事故扱いとして報道された新聞 情報が主であり、詳細情報を求めて該当企業のWeb 情報をみることはあっても、行政の発する製品安全の Web 情報にアクセスする人はほとんどない。

製品起因だけではなくユーザーの誤使用に因る事故 も公表されており,むしろこちらのほうがユーザーに は重要な情報といえる。例えば、「衣類乾燥機にオイ ルの染み込んだタオルを入れたために酸化発熱により 発火した」「ストーブの上に吊るしていた洗濯物が落 下して火災が発生した」などであり、説明会や雑誌記 事などで注意喚起がされている<sup>[2]</sup>が、注意すべきユ ーザーに浸透しているかは疑問である。誤使用を減ら すためには、一般人の目に情報が飛び込んでくるよう な伝達方法を考える必要があるだろう。

# 3.2 ユーザーからの情報吸上げ体制の脆弱さ

# 3.2.1 NITE などの活動

ユーザーからの製品事故の相談や届出は、メーカー 企業に直接届く以外に、国民生活センターや各都道府 県に置かれている消費者センターに寄せられる(図・3 参照).しかし、これらの受入れ窓口は小さく体制が 
 消費者
 協力病院・消防

 相談
 6除情報

 消費者生活センター
 国民生活センター(東京)

 」
 人間府

 製品評価技術基盤機構
 経済産業省

図・3 消費者からの情報の流れ

不十分である。2006年度の相談件数(苦情などすべて を含む)は110万件とこの10年間に3倍に跳ね上がっ ているのに,対応する相談員は3000人程度という. 相談内容がデータベース化されネット登録されるまで 平均2カ月を要するという状況である。

また,前述の製品評価技術基盤機構(NITE)は,重 大事故以外の事故情報を収集し,その結果を公表する など,行政に代わって安全情報の普及に努めている (図・1のC参照).しかし,NITEは全体で400人 程度の小組織である.生活安全分野以外にもバイオテ クノロジーなど3つの分野の業務を扱っており,4分 野の中の一つで,年間3,000件を越す製品事故を調査 している実態を考えると,決して十分な組織規模とは いえない.

# 3.2.2 米国消費者製品安全委員会(CPSC)との比較

米国には、消費者製品安全委員会(Consumer Product Safety Commission)という消費者用製品に関連 するあらゆる危険を対象に活動する組織がある。それ は、1972年消費者製品安全法の施行と共に、アメリ カ大統領直轄の独立行政機関として設立された委員会 である。大統領に指名された3名の委員のもと、480 人の職員が年間5,000万ドルの予算で、15,000以上 の種類の消費者用製品の安全性を監視している。

2000年の議会報告<sup>[3]</sup>によれば、CPSCは製品の危険の確認・分析を基に次のような活動を行っている.

(1) 業界と協調し製品自主安全基準を開発・監視

プール警報装置に関する安全基準開発を米国材料試 験協会に要請するなど,63の自主基準プロジェクト への技術的サポートを実施し,29の新規・改訂,ま たは再確認基準とガイドを作成した.

(2) 強制基準の発行と執行

多目的着火器を幼児が操作できないための強制基準 を発行するなど危険な製品を市場から撤去させた。強 制基準違反などへのリコールは、2000年度288件以 上で、9,000万点以上の製品が対象となった。

(3) 製品に潜在する危険情報を消費者に提供

*439/* **43** 

「一斉リコール徹底運動」と称し、全米33,000の郵 便局にポスターを掲示するなど多くの機関を巻き込ん で提示活動を推進した.

この他にも全米電子危害監視システム(NEISS)や 病院経由で危害情報を収集するなど、広範囲に活動を 進め、全体で年額100億ドルの国家的節約が達成され たと報告書にある.

日本では、リコール命令権を有する経産省と自主基 準を開発する Nite が役割を分担しているが、それら を併せもつ形の組織である.現在、国内で計画されて いる消費者庁とも異なり、大統領直轄の組織であるな ど、日米の組織間の比較検討は価値があるだろう.

# 4. 専門機関による事故調査のあり方

製品事故の再発防止には、事故調査が欠かせない. さらに「未然防止」を可能にするために、トラブル発生 メカニズムの一般化による水平展開が必要であり、重 大事故の根本原因を中立的な立場から究明するための 専門機関による解析調査が期待される<sup>[4]</sup>.

#### 4.1 事故調査に求められる要件

事故調査の結果が説得力を持つためには,科学的・ 客観的に調査が行われるべきであることはもちろんの こと,調査に求められる要件として,

① 責任追及に対する独立性

- ② 公正·中立性
- ③ 迅速性

が満たされるべきであると考える.

責任追及からの独立

人命や財産に危害を及ぼす事故に対して行われる 「捜査」は、責任者を罰するために「その事故を引き起 こしたのは誰か」を調べるものであり、事故と直接関 係のあることがらだけに注目しがちである。未然防止 の視点からの「調査」は、責任追及とは少なくとも独立 でなければならない。

ただし、単に「捜査」から「独立」しているというだけ では、「捜査」と、「調査」が並行して行われる可能性を 残す.その場合、「調査」の結果が訴追に使われうる と、「調査」に対しても関係者が口をつぐむなどの問題 が生じることがある.テロのような明らかな反社会的 行動でない限り、事故が起きたとしても「捜査」はすべ きでないとの考え方もある.

② 公正·中立性

たとえば、製品に重大な欠陥があるにもかかわら 44/440 ず、メーカーに配慮して、「利用者の非常識な誤使用」 を事故原因として認定すると、その欠陥に起因する類 似の事故が繰り返されかねない.そのような「配慮」が 入り込む余地がないことが外からわかる形で、調査は 公正に行われる必要がある.公正さを保つために、中 立(規制をする側でもされる側でもない)の立場を保つ ことも重要である.

③ 迅速性

何らかの機器の不具合に起因する事故の場合,同種 の機器で類似の事故が発生する可能性がある.したが って,できるだけ早く対策を講じることが必要とな る.そのためには事故が判明した後,迅速に調査に着 手し,解析をスムーズに進めなければならない.

#### 4.2 事故調查体制

公平,迅速な調査を行うためには法的な根拠に裏づ けられた権限を有する常設の調査機関が必要である。 特に,調査の専門家を育成し,調査専任のポストに配 置して高い専門性を維持することが重要といえる。

その組織は,解析の結果明らかとなった問題点に対 して勧告を出す権限は持つべきだが,中立性を保つた めには勧告はむしろ強制力を持たないほうがよいとい う考え方もある.

事故調査の組織が十分な体制を整えるためには,製 品事故に限定せず,運輸事故などを含む,事故調査専 門の機関として構築することも今後検討すべきであろ う.警察組織においては,科学警察研究所があるが, 訴追を目的としない事故調査の組織が求められる.

#### 4.3 事故調査の限界

事故が多発しているときには、事故を綿密に調べ、 得られた知見を活かすことが重要である。その結果と して事故の頻度が低下した後では、さらなる安全性向 上のためにインシデント事例やヒヤリハット事例から 問題点を見いだし改善するアプローチが不可欠とな る。ヒヤリハットは、事象として顕在化したものでは ないため、自発的に報告される必要がある。玉石混交 する事故・インシデント情報を適切にハンドリングす ることも、事故調査機関の役目かも知れない。

# 5. ユーザーと企業間での情報共有

### 5.1 企業は何をすべきか

企業が事故情報から学び,必要と思われる未然防止 策を設計時に施しても,やはり製品事故は発生する可

品 質 VoL. 38, No. 4

能性がある。予想外の環境変化により新たな問題が発 生するからである。

前述のシュレッダーでの幼児の怪我は,環境変化に より顕在化したトラブルの典型例である.SOHOな ど一般家庭の中に事業所が存在し始め,事業所で使わ れていたシュレッダーが家庭に進出し,子供が近づく 機会が増えたことが一つの要因となっている.家庭用 向けシュレッダーを製品化する設計段階で環境変化を 考慮したリスクアセスメントを確実に実施していれ ば,このような問題は回避できた可能性が高い.それ でも,従来の事業所用の機器を家庭に持ち込まれた場 合には,想定外の使用となり,事故の回避は難しい. 同じ製品でも,使用される環境が変化すると,新たな 安全性の問題が生まれてくることは免れず,その対策 は運用段階でのモニタリングやヒヤリハット情報の活 用以外には考えにくい.

消安法ではヒヤリハットは対象外であるため、未然 防止に活用できる情報は、むしろユーザーからの相談 など(図・1のD,F参照)が絶好の収集機会となる. 生物界からの教訓の一つに、「多様な環境変化の中で 種を維持するためには種側にそれに見合った多様性が 必要である」というものがある.システム論者 Ashby も、環境多様度と同等の多様度をシステム内に保持す ることがシステム維持には必要不可欠であることを主 張し、「最少多様度の法則(the law of requisite variety)」と表現している<sup>[5]</sup>.多様な環境に対応するため には、安全の仕組みにも多様性の追加が求められるこ とになる.

35年以上前に製造された扇風機の発火事故が発生 したが、使用想定年数をはるかに超えての使用、想定 以上に苛酷な環境下での使用などの状況下で、どのよ うな壊れ方をするかをチェックする必要が出てきてい る.平成21年度には消安法のさらなる改正により、 特定品目での長期使用時の点検や標準使用期間の表示 などが義務づけられる.

このように、使用環境変化や想定外使用に伴い運用 段階で発現する新しい問題点を一早くキャッチし対応 することは、企業側における重要な課題である(図・1 のE参照).

# 5.2 企業はどのような情報を提供すべきか

October 2008

しかし、メーカー企業側にも限界がある.使用環境 モニタリングによる知見を設計にフィードバックして も、次の製品への対応に留まることがある.現製品へ の対応が必要であれば、ユーザーへの注意喚起など有 効な情報提供が必要である.

また,設計では回避できない事故も少なくない.使 用者の協力なくして回避できない類の問題に対し,企 業はどのような情報を提示すべきなのだろうか.これ も図・1のEの問題である.

取扱説明書や警告表示の表記には,企業側も様々な 工夫を試みているが,まだ改善の余地はある.

(1) ユーザー視点での表現

例えば、単なる危険行動の注意表記だけに留まって いたものが、今はその根拠を明示するようになってい る.電気コード類では、「感電の恐れがありますので、 水に濡れた手で触らないでください」と理由が明記さ れ理解しやすくなった.しかし、理解はできても実感 するところまでは達していないことが多い.人は「自 分は大丈夫だ」と第三者的な見方をしたがるものであ る.実感を強めるために、事故が多発している状況を 示す方法がある.「感電の恐れがありますので、水に 濡れた手で触らないでください.最近、手を洗った後 に濡れたままで作業して感電する事故が多発していま す」となるとやや緊迫感を感じる.

もっとも,注意事項を見て欲しいユーザーほど無視 する傾向があるため,事故の多い使い方に対する注意 事項のみをまとめて目立つようにするなどの工夫も必 要と思われる.

特に,慣れている人が陥りやすい誤使用,製品特有の注意事項がクローズアップされなければ,一般的な 注意だけでは初心者以外には無視される.技術者の視 点ではなく,ユーザーの視点に立った記述が望まれ る.

(2) 表示の量

PLD(製造物責任防御)の観点から、裁判対策とし て多くの注意事項が明記される場合がある.情報の構 造化や階層化を工夫することで、重要な事項を理解し やすい工夫が必要である.

(3) 表記すべき場所

望ましいのは必要なとき必要な場所で,警告表示や 説明書を見ることができることである。例え説明書が ファイルされていても,それを取りにいく手間,探す 手間を考えると,省きたくなる。対象製品に表示が付 いていたり,最近の携帯用電話の機能を利用しての説 明がその場で見られるなどの方法が開発されると便利 である。

# 5.3 ユーザーはどのような意識をもつべきか

安全は製品に埋め込まれたものではなく、使用者の

441/45

使い方に依存する性質である.企業や関係省庁が安全 のために努力をする中,ユーザーも受身でよいという わけではない.図・1のFについては,それほど議 論されていないのが現実である.3つの観点から考え てみよう.

(1) パートナーの考え方

医療分野では、医療機関をサービス供給側、患者を サービス受給側と考えるのではなく、患者および患者 家族もチーム医療の中のメンバーと位置づけ、パート ナーと捉えようとする動きがある<sup>[6]</sup>.患者自身が医 療にかかわることで、安全への意識を高め、危険予知 を共にしようとの試みである.

この考え方は,製品安全でも有効と思われる.安全 は与えられるものではなく,使用者の参加協力があっ て初めて獲得できるという意識をユーザー自身が持つ ことが,危険性への気づきやメーカーへの情報提供に もつながる.ユーザー側への教育の必要性があるだろ う.

(2) リスクとハザードの区別

日本では、遊戯具に絡む子供の事故が発生すると、 撤去による対策が取られることが多い.リスクのある 遊びの中でこそ危険認識を学習できることの重要性を 忘れ、リスクのあるものは除去しようとの風潮は強 い.怪我に繋がるハザードの除去は必要だが、それら を区別するよう国土交通省からの指針でも示されてい る<sup>[7]</sup>.この区別は重要である.

(3) 正しい使い方より誤った使い方の知識を

正しい使い方を誘導するために形状制限によるフー ルプルーフ構造が多用されてきているが、それにより 安全行動は獲得できるものの安全知識は得られない. 知識獲得を伴わない安全行動は汎用性もなく、学習効 果が低いため、むしろ安全意識や適応的な安全行動能 力は下がる可能性がある.フールプルーフ構造は、初 心者、多忙者向けや重大事故を回避する場合に対象を 絞るか、誤操作や危険行動をユーザーが学習できる形 での構造で実現すべきであろう.多様な環境の中で安 全に生活するためには、安全な使い方を知っているよ りも、危険な使い方を知ってそれを避ける能力を身に 付けたほうが適応力に優れ、安心感が高まると筆者ら は考えている<sup>[8]</sup>.

ユーザーに望まれる姿勢は、リスクを「回避する」で はなく、リスクに「うまく立ち向かう」姿勢である。受 動的な姿勢ではなく自ずから危険情報を獲得する姿勢 を普及させるためには、相談のための窓口の充実が、 消費者センター以外にも企業メーカーや業界団体など 46/442 に求められる.情報さえ与えれば人は動くと考えるの は早計であり,動く気にさせる仕組みがあって初めて 双方向のコミュニケーションが始まる<sup>[9]</sup>.ユーザー の容易なアクセスを確保するための窓口の一本化,迅 速な対応とフィードバックの仕組み作りも重要であろ う.

# 6.新技術による情報収集への期待

情報が氾濫している現代ではあるが,一人一人が自 分にとって必要な危険情報を手に入れるのは至難の業 である.リコール回収に関する情報も,詳細を知るに は Web 情報が有効だが,気づきには役立たない.

新聞の全面広告,テレビ,全戸向けはがきの郵送は 「気づき」を求めるものだが,最新の情報技術を活用し た回収率アップの方法はないものだろうか.

今後,開発が予想される情報技術の中に,ネットワ ーク型家電がある.光ファイバーが全家庭にゆきわた り,各家庭にサーバーが置かれてインターネットや家 内ネットにより,家電製品がネットワーク化され管理 される方向に進むとの予想である.

もしこのような社会が実現すれば、例えば家中の家 電製品の製造メーカー、型番、購入時期などをすべて リストアップしておき、定期的にそれらがリコール対 象製品、事故多発製品となっていないか点検が必要な 時期ではないかをチェックする自動システムの開発は それほど難しいものではない、チェックするためのリ コール対象一覧などのテーブルがどこかで管理されて いることが前提となるが、それらを構築・管理する機 関ができれば可能なことである<sup>[10]</sup>.リコールの新聞 記事を見て、自分の所有する機器が対象となっている かを、細かな製品番号を基にチェックするより、はる かに効率的である.

回収する側にすべてを任せるのではなく,回収され るユーザー側でも自ずからチェックするという仕組み は,回収効率のアップには効果的であろう.インター ネット社会では,必要な情報を必要な人が探しにいく ことができるメリットを活かすべきである.このため には,メーカー側からの正確かつ迅速な情報提供が不 可欠であり,標準化された枠組みが望まれる.

# 7.まとめ

安心な生活の実現は、メーカー企業だけに頼ること なく、関係省庁、ユーザーを含めた三者の相互協力の

品 質 VoL. 38, No. 4

体制で獲得すべきモノである. 医療におけるパートナ ーシップの考え方は,産業界にも当てはまる. ユーザ ー対企業といった対立関係ではなく,ユーザーを巻き 込んで共に協力しあって安全性を獲得するという体制 こそがこれからのあるべき姿であろう.

企業側ばかりに製品の安全性保証を求めれば,少し でも危険性をはらむ製品は世から姿を消し,結局はユ ーザーがそれらの恩恵を享受する機会を失うことにな る.企業側は本質安全設計のみならず,使用環境の変 化のなかでの安全性維持の確認モニタリングを強化 し,一方のユーザー側は,危険性を意識した使用を心 がけ,それら両者が伴って初めて安全は確保される.

ユーザーの安全性理解を促すための情報提供に企業 は努力すべきであり、行政は、それらをチェック、サ ポートする役割でよい.これら三者の相互体制を確立 し有効に情報を活用することが、安全社会を築くこと になる.

#### 参考文献

- [1]田中健次・伊藤 誠(2003): "災害時に的確な危険回 避行動を導くための情報コミュニケーション",「日本 災害情報学会誌」, 1, 61-69.
- [2]本庄孝志(2008): "製品安全文化の定着に向けて", 「クオリティマネジメント誌」, 59, 〔2〕, 60-65.
- [3] アメリカ消費者安全委員会 2000 年度年次議会報告

http://www.cpsc.gov/cpscpub/pubs/reports/ 2000rpt.pdf

- [4] 伊藤 誠(2007): "再発防止/未然防止のための事故 調査について",「JSQC 第83回研究発表大会研究要旨 集」, 283-286.
- [5] Ashby (1956): "Introduction to Cybernetics", Chapman & Hall.
- [6] パトリススパス,著,長谷川友紀,監訳(2005):『患者 と減らそう医療ミス』,エルゼビアジャパン.
- [7] 国土交通省(2002):『都市公園における遊具の安全確 保に関する指針』.
- [8] 田中健次(2004): "社会に安心を生み出す安全技術と は",「品質」, 34, 〔4〕, 52-59.
- [9] 中村真理子ほか(2006):"リスクコミュニケーション における市民のリスク情報のとらえ方に関する検討"、 「電通大 IS シンポジウム第 10 回信頼性とシステム安全 学予稿集」、12-16.
- [10] 田中健次(2006): "これからのリコール対応と情報共 有のあり方について",「経営情報学会秋季全国大会予 稿集」, 284-287.
- [11] 田中健次(2006): "トラブル時の自主判断を促進する 情報提供のあり方と第三者機関の役割",「電通大 IS シ ンポジウム第 11 回信頼性とシステム安全学予稿集」, 72-77.